

別紙：必要な手続き等

- ・営利活動を行う場合は、その販売物や現地での作業行程に応じて各自必要な手続きを行ってください。
- ・手続きに係る事前相談も個人で実施してください。

飲食販売（ポップアップストア）

○現地で調理する場合

- ・山形市保健所に対し、臨時飲食店営業許可を受けること。
(営業許可の不要な営業※の場合は営業等の届け出)
※わたあめ、チョコバナナ、焼とうもろこし等農産物の簡易な加工食品の提供
(出典：https://www.pref.yamagata.jp/020071/kurashi/shoku_anzen/shokuhineigyoku/eigyoku-rinji.html?utm_source=chatgpt.com)
- ・山形市消防本部に対し、ガス・電気使用機器の事前申請を行っていること。(火気使用の場合)
- ・食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有していること。
- ・消火器を設置すること。
- ・生産物賠償責任保険(PL保険)等に加入していること。

○現地で調理しない場合(現地で温め/盛り付けを行う)

- ・山形市保健所に対し、臨時飲食店営業許可を受けること。
- ・山形市消防本部に対し、ガス・電気使用機器の事前申請を行っていること。(火気使用の場合)
- ・食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有していること。
- ・消火器を設置すること。
- ・生産物賠償責任保険(PL保険)等に加入していること。

○現地で調理しない場合(調理・包装済)

- ・山形市保健所より、製造場所について食品営業許可(製造拠点)を取得していること。
 - ・すべての販売物に、食品表示基準に基づく包装表示(名称・原材料・期限等)を行うこと。(※)
 - ・食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有していること。
 - ・生産物賠償責任保険(PL保険)等に加入していること。
- ※包装しない場合や包装表示をしない場合は臨時飲食店営業許可、または製造業許可(菓子やパンの陳列販売の場合)を取得すること。また、自前でイートインスペースを設ける場合も臨時飲食店営業許可を取得すること。

○現地で調理しない場合(市販品・仕入れ商品の再販売)

- ・山形市保健所に対し、食品販売業の届出を行っていること。
 - ・すべての販売物に、食品表示基準に基づく包装表示(名称・原材料・期限等)を行うこと。(※)
 - ・生産物賠償責任保険(PL保険)等に加入していること。
- ※包装しない場合や包装表示をしない場合は臨時飲食店営業許可、または製造業許可(菓子やパンの陳列販売の場合)を取得すること。また、自前でイートインスペースを設ける場合も臨時飲食店営業許可を取得すること。また、食品衛生責任者(またはそれに代わる資格)を有していること。

○食品衛生責任者養成講習会について

食品衛生責任者の資格は、各都道府県の食品衛生協会等が実施する「食品衛生責任者養成講習会」を受講することで取得できます。
山形県内における8月～9月の「食品衛生責任者養成講習会」の予定は右表のとおりです。

8月19日(火) 9:30～16:30	山形ビッグウイング (山形市)	山形
9月9日(火) 9:30～16:30	村山総合支庁北村山地域振興局 (村山市)	北村山
9月11日(木) 9:30～16:30	置賜総合支庁講堂 (米沢市)	置賜
9月18日(木) 9:40～16:40	鶴岡市中央公民館 (鶴岡市)	鶴岡

別紙：必要な手続き等

飲食販売（キッチンカー）

- ・山形市保健所が発行する営業許可書を有していること。
- ・営業許可の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業であること。
- ・食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有していること。
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入していること。

火器使用がある場合

- ・山形市消防本部に対する、ガス・電気使用機器の事前申請は、事務局がまとめて実施します
- ・使用するガス・電気使用機器の種類や数量等については、**9月19日（金）までに事務局にメールにてお知らせください。**（メールアドレス：you_masuda@k-ohba.co.jp）
- ・火器を使用する場合は、必ず消火器をご持参ください。

飲食以外の物販

○一般販売（新品雑貨等）

- ・生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入していること。

○中古品・古着・リサイクル等

- ・警察署より、古物商許可を得ていること。
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入していること。

○美容・健康関連商品（化粧品・アロマ・香り商品など）

- ・薬機法による化粧品・医薬部外品に該当する場合は、山形市保健所より化粧品製造行許可を取得していること。
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入していること。

上記のほか、販売物に応じて必要な許可・届け出を行うこと。

注意点・お願い

- ・主催者及び事務局で、会場内に電源を設けることはありません。必要な場合は発電機の準備をお願いします。
- ・主催者及び事務局で、ごみ集積所は設置しません。発生するゴミは各自責任をもって回収しお持ち帰りください。
- ・撤収の際は周囲の清掃を行ってください。

禁止事項等

- ・会場内での喫煙は禁止とします。
- ・個々のブースで音楽を流すことは禁止としますが、他のプレイヤーも居ること、市街地内の駐車場が会場であることから、音量については周辺環境に配慮をお願いします。また、アンプを使っでの演奏は禁止です。